

平成29年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

平成29年12月8日 開会

平成29年12月8日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。

誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合 議会議長 溝部 幸基

平成29年12月8日（金曜日）第2号

| | |
|---|-----|
| ○議事日程及び会議に付した事件 | 1頁 |
| ○出席議員 | 1頁 |
| ○欠席議員 | 1頁 |
| ○出席説明員 | 1頁 |
| ○欠席説明員 | 1頁 |
| ○職務のため議場に出席した議会事務局職員 | 1頁 |
| ○開会・開議宣告 | 2頁 |
| ○議事日程 | 2頁 |
| ○管理者の挨拶 | 2頁 |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 3頁 |
| ○日程第2 会期の決定 | 3頁 |
| ○日程第3 諸般の報告 | 3頁 |
| ○日程第4 管理者の行政報告 | 3頁 |
| ○日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 4頁 |
| ○日程第6 議案第2号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号） | 5頁 |
| ○日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について | 8頁 |
| ○日程第8 議案第4号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号） | 10頁 |
| ○日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について | 12頁 |
| ○閉会の議決 | 12頁 |
| ○閉会宣告 | 12頁 |

提出案件及び議決結果表

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 議決結果 |
|------|-------------------------------|-------|------|
| 1 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 12月8日 | 原案可決 |
| 2 | 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号） | 12月8日 | 原案可決 |
| 3 | 職員の給与に関する条例の一部改正について | 12月8日 | 原案可決 |
| 4 | 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号） | 12月8日 | 原案可決 |

平成29年 第3回定例会

平成29年12月8日（金曜日）第2号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）
日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）
日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

| | | | | | |
|----|-----|-------------|-----|-----|-------------|
| 議長 | 12番 | 溝部 幸基（福島町） | 副議長 | 11番 | 又地 信也（木古内町） |
| | 1番 | 佐藤 孝男（福島町） | | 2番 | 堺 繁光（松前町） |
| | 3番 | 手塚 昌宏（木古内町） | | 4番 | 福島 克彦（木古内町） |
| | 5番 | 成澤 五郎（知内町） | | 6番 | 花田 勇（福島町） |
| | 7番 | 谷口 康之（知内町） | | 8番 | 西村 健一（松前町） |
| | 9番 | 伊藤 政博（知内町） | | 10番 | 伊藤 幸司（松前町） |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（18名）

| | | | |
|---------|--------|-----------|-------|
| 管 理 者 | 鳴海 清春 | 副 管 理 者 | 高木 壽 |
| 参 与 | 石山 英雄 | 幹 事 | 若佐 智弘 |
| 参 与 | 大野 幸孝 | 幹 事 | 網野 眞 |
| 参 与 | 大森 伊佐緒 | 幹 事 | 大野 泰 |
| 監 査 委 員 | 本庄屋 誠 | 会 計 管 理 者 | 西田 啓晃 |
| 事 務 局 長 | 中島 和俊 | 衛生センター長 | 鳴海 英人 |
| 消 防 長 | 高田 豊 | 消防本部次長 | 鍋谷 悟 |
| 松前消防署長 | 可香 靖 | 福島消防署長 | 中島 昌彦 |
| 知内消防署長 | 野戸 英二 | 木古内消防署長 | 伊藤 則幸 |

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 書 記 | 梅岡 忍 | 書 記 | 岩本 一成 |
| 書 記 | 鳴海 千草 | | |

◎開会・開議宣告

○議長（溝部幸基）

出席、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしましたので、平成29年第3回定例会を開会いたします。

◎議事日程

○議長（溝部幸基）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年は例年より雪の便りが早く、本格的な冬の到来を感じる季節となっております。

さて、緊迫する国際情勢の中で、11月29日には、北朝鮮によるミサイルが発射され、青森沖に落下しております。また、松前沖に北朝鮮の木造船が漂着するなど、今年に入り町民の安全を脅かすような、新たな事態が発生しております。

当組合の消防体制においても、不測の事態に備えるとともに、町民の財産・生命を守るべく、日々準備に万全を期して参りたいと考えているところでございます。

国においては、10月22日の衆議院選挙が終わり、11月8日から特別国会が召集され、本日付けで給与法の改正が成立したと伺っております。本議会へ関連条例及び予算を、追加議案として上程しておりますので、何かとご理解をお願いするものでございます。

なお、今般の定例会に提案申し上げております案件につきましては、まず、地方公務員法の育児休業等に関する法律に基づく、人事院規則の改定を受けて、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、平成29年度一般会計補正予算についてですが、主な補正の内容ですが、共済費の標準報酬月額定時改定に伴う増額分が主なものとなっております。

それと追加議案といたしまして、人事院勧告に基づく給与法の改正を受け、職員の給与に関する条例の一部改正と、関連予算といたしまして、平成29年度一般会計補正予算の増額となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、追加を含めまして、条例の一部改正が2件、一般会計の補正予算が2件、計4件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
8番 西村健一議員、9番 伊藤政博議員を、指名いたします。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

議事日程4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。
鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

平成29年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の開催にあたり、平成29年第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。

まず1点目、衛生関係について

(1)として、ごみ分別辞典の作成について

「構成町統一のごみ分別冊子の作成」について、第2回定例会でご提言を受けましたので、平成30年度に統一した「ごみ分別辞典」を新たに作成することとしたところでございます。

なお、配布に当たっては、構成町の全世帯を対象とすることとし、現在作業を進めているところでございます。

(2)水銀廃棄物の取扱いについて

水銀汚染防止法の改正により、水銀を含有する乾電池、水銀体温計、温度計、血圧計等の水銀使用廃棄製品の分別回収を、平成30年4月から実施することが義務付けられたため、今年度中に乾電池や水銀体温計を回収するための専用袋を衛生センターで作成し、構成町の担当課を通じて全世帯に配布することとしてございます。

(3)し尿処理施設建設時の大気汚染防止法関連届出書について

11月1日に汚泥再生処理センターにおいて、平成23年度の建設着手時に提出義務が求められていた「ばい煙発生施設設置届出書」が、未提出となっていることが判明いたしました。

このようなことから、当組合では請負業者に対して、早急に必要関係書類を整備するよう指示し、11月20日に渡島総合振興局へ届出書類の提出をしたところでございます。

なお、大気汚染防止法に基づく「ばい煙検査」は、平成26年度から毎年度実施していることから、特段問題は発生しておりません。

また、水質汚濁防止法関連の届出書は平成23年度に提出しており、毎年度水質検査を実施しております。今後は、このような事態が生じないように十分注意して参りたい思っております。

2点目の消防関係について

(1) 台風18号による被害について

9月18日の未明から日中にかけて、道南地区に接近した台風18号は、当組合管内においても猛威を振るい、強風による建物の屋根や窓の破損が15件、床下浸水が2件発生しております。

また、松前消防署では庁舎に設置している気象観測装置が、突風により破損する被害が発生しており、また、原口及び茂草消防器具置場の出入口ドアが強風で破損する被害が発生しております。

なお、これらの台風による被害額は、総額42万3千円となっております。

他の行事等につきましては、諸般の報告に整理しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

行政報告を、終わります。

◎議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは議案の1ページを、お願いいたします。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めます。

平成29年12月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

一部改正の内容につきましては、法律で定義している育児休業をしなければならない職員の定義を、条例においても明確にすること、また、人事院規則の改正に基づき、「保育所等の利用を希望しているにもかかわらず、保育所等を利用できない子を育児しなければならない職員」を追加するものであります。

一部変更の内容を説明します。

説明資料の1ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

当条例の根拠法である地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則の改正がありましたので、関係条例を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

(1) 親子関係に準ずる子の条例定義について〔第2条の2、第3条、第10条、第17条関係〕

平成28年12月改正の地方公務員の育児休業等に関する法律により、育児休業の対象の子に、新たに法律上の親子関係に準ずる子（特別養子縁組、養子縁組里親、その他これに準じた者が養育する子）が加えられました。

「その他これに準じた者」につきましては、条例での定義が必要となったことから、平成28年第3回定例会において、人事院が定める者（児童相談所から里親委託されている職員）を準用し、一部改正していただいたところでございます。

この度の改正は、法律で定義している「特別養子縁組及び養子縁組里親」を、条例においても明確にすること、また、これに関連する条例第3条及び第10条の特別な事情のなかに、条例で定義しようとする特別養子縁組等の職員を加えようとするものでございます。

なお、条例第17条（部分休業の承認）において、平成28年第3回定例会で改正した、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条（介護休暇）に関連した介護時間に係る改正漏れがありましたので、併せて改正しようとするものでございます。

(2) 保育所等を利用できない子を育児している職員について〔第3条第6号、第4条の2関係〕

職員の育児休業の取得は、条例で定める特別な事情がない限り、1人の子について1回に限られておりますが、人事院規則の改正に基づき、条例で定める特別な事情の中に「保育所や認定子ども園等の利用を希望しているにもかかわらず、保育所等を利用できない子を育児しなければならない職員」を追加し、当該職員に再度の育児休業が認められる等の改正をしようとするものであります。

なお、構成町における「保育所等の利用を希望しているにもかかわらず、利用できない子」を調査したところ、現段階では、該当なしという結果でございました。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

○議長（溝部幸基）

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

◎議案第2号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

議案の5ページを、お願いいたします。

議案第2号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)

平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ185万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億8,931万7千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

補正の主な内容について、説明いたします。

歳出につきましては、9月の標準報酬定時改定に伴う共済費等の191万4千円の追加と、当初予算で説明しておりましたが、木古内消防署職員1名分の予算減額と新採用職員に係る予算調整、合計600万1千円の減額が、主な内容でございます。

歳入につきましては、歳出に係る構成町負担金でございます。

歳出を説明いたします。

議案の12ページを、お願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費2万円の追加です。

3節職員手当等18万2千円の追加のうち、勤勉手当2万4千円の減額は、職員の病気休暇に伴う手当の減額、また、通勤手当20万6千円の追加は、福島町から知内町に転居した職員の通勤手当の追加でございます。

4節共済費16万1千円の減額は、標準報酬改定に伴う減額であります。

なお、標準報酬改定に伴う負担金の増減は、全ての所属において生じており、19節負担金、補助及び交付金の差し引き合計5千円を含む影響額は、191万4千円の追加となっております。

13ページです。

3款衛生費、1項清掃費28万2千円の追加、1目し尿処理費29万6千円の追加です。

3節職員手当等25万1千円の追加は、扶養手当10万4千円の追加と、家賃改定に伴う住宅手当10万8千円の追加であります。

4節共済費4万5千円の追加は、標準報酬改定に伴うものです。

なお、4節共済費の増減は、各所属においても同様であるため、説明を割愛させていただきたく、よろしくお願いいたします。

14ページを、お願いいたします。

3目最終処分場処理費1万4千円の減額は、4節共済費の減額です。

15ページです。

4款消防費、1項常備消防費229万1千円の減額、1目消防本部費4万1千円の減額は、4節共済費の減額です。

16ページを、お願いいたします。

2目松前消防署費141万6千円の追加です。

3節職員手当等73万2千円の追加は、出産等による扶養手当の増減で27万円の追加、児童手当50万円の追加は対象者の増加、また、住宅手当11万円の減額は、自宅を新築したこと等による支給要件非該当等による減額です。

4節共済費は、68万2千円の減額となりました。

17ページです。

3目福島消防署費107万円の追加です。

3節職員手当等54万2千円の追加は、婚姻による扶養手当の追加16万円と、これに関連する寒冷地手当における世帯区分の変更で12万4千円の追加、家賃改定に伴う住居手当21万4千円の追加等であります。

4節共済費は、52万7千円の追加です。

18ページを、お願いいたします。

4 目知内消防署費 84 万 2 千円の追加です。

3 節職員手当等 34 万 3 千円の追加は、出産等により扶養手当の追加 15 万 2 千円と、これに関連する児童手当の追加 15 万円、自宅新築等により住居手当 8 万 9 千円の減額等であります。

4 節共済費は、49 万 7 千円の追加であります。

19 ページです。

5 目木古内消防署費 557 万 8 千円の減額です。

2 節給料 263 万 8 千円の減額は、第 1 回定例会で説明いたしました、予算計上人員 24 人と 4 月 1 日の実人員 23 人の差 1 人の給料 222 万円の減額と、その他、今年度採用職員と、これに対応する予算額との調整 41 万 8 千円の減額であります。

2 節給料の減額とは別に、これらに関連する減額として、3 節職員手当等において、期末手当や勤勉手当、住居手当等 193 万 9 千円の減額、また、4 節共済費で、職員共済組合負担金 88 万 1 千円と、職員退職手当組合負担金 54 万円の減額、19 節負担金、補助及び交付金で 3 千円の減額、合わせて 336 万 3 千円の減額が生じております。

3 節職員手当等 192 万 7 千円の減額は、ただいま説明の 2 節給料関連の減額との差し引きとなりますが、期末手当 82 万 4 千円、勤勉手当 45 万 9 千円、住居手当 26 万 2 千円、時間外勤務手当 13 万 2 千円、休日勤務手当 24 万 9 千円の減額でございます。

4 節共済費 101 万 1 千円の減額においては、職員共済組合負担金で、標準報酬改定に伴う 41 万円の追加と、2 節給料関連の影響額 88 万 1 千円との差し引きで 47 万 1 千円の減額、また、職員退職手当組合負担金 54 万円の減額は、2 節給料減額関連でございます。

20 ページを、お願いいたします。

3 項消防施設費 13 万円、1 目松前施設費及び 11 節需用費とも同額の追加でございます。

当初予算 117 万 1 千円は、計画的な修繕、また、9 月 18 日の台風 18 号被害の修繕に対応いたしましたので、今後の庁舎等の修繕に対応するため、13 万円を補正しようとするものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたします。

10 ページに、お戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 185 万 9 千円の減額、1 目衛生負担金 29 万 2 千円の追加、また、11 ページの 2 目消防負担金は、215 万 1 千円の減額です。

負担金の合計額を構成町別に説明いたしますと、松前町が 166 万 5 千円の追加、福島町が 112 万 3 千円の追加、知内町が 86 万 8 千円の追加、木古内町が 551 万 5 千円の減額でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

○議長（溝部幸基）

採決を行います。

お諮りいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時12分
再開 午後3時13分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

大変失礼しました。
16 ページを、お開きください。

16 ページの松前消防署費の4節共済費68万2千円の追加をですね、私、68万2千円の減額と、減額と説明いたしましたので、追加ということで、ご訂正をお願いしたいと思います。
よろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をします。
改めて質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）
質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。
（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。

○議長（溝部幸基）

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第2号を決することに賛成の方は、起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

◎議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、追加議案の1ページをお願いいたします。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めます。
平成29年12月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

この改正条例は、2条からなる条例でございます。

1ページの第1条は、本年4月1日適用の勤勉手当と給料表の改正、5ページの第2条は、平成30年4月1日以降の勤勉手当の改正内容であります。

また、附則第3条において、平成26年度人事院勧告に対応した松前消防署職員について、平成30年4月1日の昇給の取り扱いを規定しております。

内容を説明します。
追加の説明資料1ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

今年 8 月 8 日、人事院は、今年度の職員の給与改定について、民間との給与較差（0.15%、631 円）を埋めるための給与水準上げを勧告、また、これに基づき 11 月 17 日、閣議において、今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定しましたので、関係条例を改正しようとするものでございます。

2 主な改正内容について

第 1 条関係【平成 29 年 4 月適用】についてで、ございます。

(1) 給料表の改定について〔別表第 1（第 4 条関係）〕

採用職員の初任給を 1,000 円引き上げるとともに、若年層についても同程度の引上げとし、その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定しようとするものでございます。

これによる平均改定率は、0.2%であります。

(2) 期末・勤勉手当の改定について〔第 19 条第 2 項関係〕

民間の特別給の支給割合（4.42 月）との均衡を図るため、支給月数を 0.1 ヶ月引き上げ、現行の 4.3 ヶ月を 4.4 ヶ月にしようとするものでございます。

また、再任用職員につきましても、0.05 ヶ月の引上げとし、支給月数を 2.25 ヶ月から 2.3 ヶ月とするものでございます。

なお、引上げ分につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとし、今年度は 12 月支給といたします。

下の①職員の期末・勤勉手当の表中、12 月の勤勉手当をご覧ください。

現行の 0.85 月を 0.95 月に、また、その下②再任用職員についても、①同様、12 月の勤勉手当を 0.4 月から 0.45 月に改正しようとするものでございます。

2 ページを、お願いいたします。

③条例改正に伴う職員 115 人に対する影響（補正額）は、表のとおり合計 553 万 3 千円となりました。

第 2 条関係【平成 30 年 4 月施行】についてで、ございます。

(1) 期末・勤勉手当の改定について〔第 19 条第 2 項関係〕

第 1 条の勤勉手当の引上げ 0.1 ヶ月分の平成 30 年度以降の配分は、下記のとおり 6 月と 12 月の勤勉手当に均等配分いたします。説明文を変更いたします。

なお、再任用職員の 0.05 ヶ月の配分につきましても、同様といたします。

(2) 松前消防署職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整について〔附則第 3 条関係〕でございます。

平成 26 年度人事院勧告に基づく改正給与条例により、平成 27 年 1 月 1 日に 1 号俸昇給抑制された松前消防署職員のうち、平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員については、人事院勧告どおり同日をもって 1 号俸上位の号俸といたします。

なお、松前町職員においても、同様の改正をするとのことでございます。

下の表は、松前消防署の 37 歳未満の 1 号俸上位の対象者等の表ですが、対象者は 18 人、月額影響額は、18 人合計で 2 万 8,400 円、これを 12 か月とした年額影響額は、29 万 7,600 円でございます。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行いたしますが、第 2 条及び附則第 3 条関係については、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。

また、第 1 条関係は、平成 29 年 4 月 1 日から適用いたします。

3 ページから 5 ページまでの表は、第 1 条で改正しようとする給料表の「現行、改正案、差額」を記載した給与改定比較表です。

のちほど、ご覧くださるようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。
ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）
質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。
（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。

○議長（溝部幸基）

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第3号を決することに賛成の方は、起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

◎議案第4号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第4号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

追加議案の7ページを、お願いいたします。

議案第4号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)

平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ553万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億9,485万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

補正の内容を、説明いたします。

553万3千円の歳出補正につきましては、全額、給与条例改正に伴う追加でございます。
また、歳入につきましては、歳出に係る構成町負担金であります。

それでは、歳出を説明いたします。

14ページを、お願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費20万2千円、1目事務局費同額の追加でございます。

事務局職員4人の給料及び職員手当、共済費の追加で、以下、各所属においても同様であります。

3節職員手当等13万7千円のうち、勤勉手当の追加は12万7千円であります。

15ページです。

3 款衛生費、1 項清掃費 20 万 7 千円の追加、1 目し尿処理費 14 万 5 千円の追加は、衛生センター職員 5 人中 3 人分の給料等の補正であります。

16 ページを、お願いいたします。

2 目ごみ再生処理費 4 万 5 千円の追加は、1 人分の補正であります。

17 ページです。

3 目最終処分場処理費 1 万 7 千円の追加で、再任用職員 1 人分の補正でございます。

18 ページを、お願いします。

4 款消防費、1 項常備消防費 512 万 4 千円の追加、1 目消防本部費 19 万 5 千円の追加です。消防本部 4 人分の補正です。

3 節職員手当等 14 万 8 千円のうち、勤勉手当の追加は 14 万 5 千円です。

19 ページです。

2 目松前消防署費 159 万 2 千円の追加は、33 人分の補正です。

2 節給料 33 万 3 千円、3 節職員手当等 100 万 9 千円のうち、勤勉手当の追加は 88 万 6 千円、また、4 節共済費 25 万円のうち、職員共済組合負担金は 18 万 1 千円の追加でございます。

20 ページを、お願いします。

3 目福島消防署費 106 万 9 千円の追加は、22 人分の補正であります。

2 節給料 23 万 1 千円、3 節職員手当等 67 万 2 千円のうち、勤勉手当は 57 万 8 千円の追加、また、4 節共済費 16 万 6 千円のうち、職員共済組合負担金の追加は 11 万 8 千円です。

21 ページです。

4 目知内消防署費 117 万円の追加は、24 人分の補正です。

2 節給料 22 万 8 千円、3 節職員手当等 75 万 8 千円のうち、勤勉手当の追加は 67 万 5 千円、また、4 節共済費 18 万 4 千円のうち、職員共済組合負担金は 13 万 8 千円の追加です。

22 ページです。

5 目木古内消防署費 109 万 8 千円の追加は、23 人分の補正です。

2 節給料 21 万 6 千円、3 節職員手当等 71 万 1 千円のうち、勤勉手当の追加は 62 万 8 千円、また、4 節共済費 17 万円のうち、職員共済組合負担金は 12 万 7 千円の追加です。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたします。

12 ページに、お戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 553 万 3 千円の追加、1 目衛生負担金 30 万 8 千円の追加、また、13 ページの 2 目消防負担金は、522 万 5 千円の追加です。

負担金の合計額を構成町別に説明しますと、松前町が 178 万 9 千円の追加、福島町が 120 万 2 千円の追加、知内町が 130 万 4 千円の追加、木古内町が 123 万 8 千円の追加となっております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

○議長（溝部幸基）

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認

○議長（溝部幸基）

日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

閉会中、議会において、出席または派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りいたしましたとおり、承認することに決定いたしました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

以上で、本会議の案件審議は、全て終了いたしましたので、平成29年第3回定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

◎閉会宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうも、ご苦労様でした。

（閉会 午後3時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 西 村 健 一

署名議員 伊 藤 政 博